

令和7年度

マンションの
再生手法の比較検討費を補助します

-神戸市マンション管理適正化支援補助事業-

※再生手法の比較検討とは、改修・建替え・敷地売却・敷地分割の4つのうちから複数と比較検討することをいいます。
※本補助金は各年度に1回、通算3回まで交付を受けることができます。

補助の対象となるマンション

1. 神戸市に所在する分譲マンション
2. 区分所有法に規定する建替え決議又はこれに準ずる措置がなされていないこと
3. 管理組合があり、総会が年1回以上開催されていること
4. 管理規約が作成されていること
5. 専有面積の1/2以上が住宅用途であること
6. 竣工した年度の4月1日から35年以上経過していること（1991.3.31以前に竣工）
7. 原則として建築基準法その他関係法令に適合していること
8. マンション管理状況の届出をしていること（又は実績報告書の提出までに届出をすること）

補助申請できる人

補助金の額

マンション管理組合の理事長

補助対象経費（消費税除く）×1/2（上限50万円）
※千円未満の端数が生じた場合は切り捨て

補助の対象となる経費

マンションの再生手法の比較検討及び区分所有者間の合意形成に関して
外部専門家に委託する次に掲げる費用

1. 現状調査
2. 区分所有者等の意向調査等
3. 改修の手法検討
4. 建替えの手法検討
5. 敷地売却の手法検討
6. 敷地分割の手法検討
7. 再生の比較検討
8. 事業協力者の導入の可能性の検討
9. 管理組合における再生検討組織の運営支援

申請時の提出書類

申請締切日：令和8年1月31日

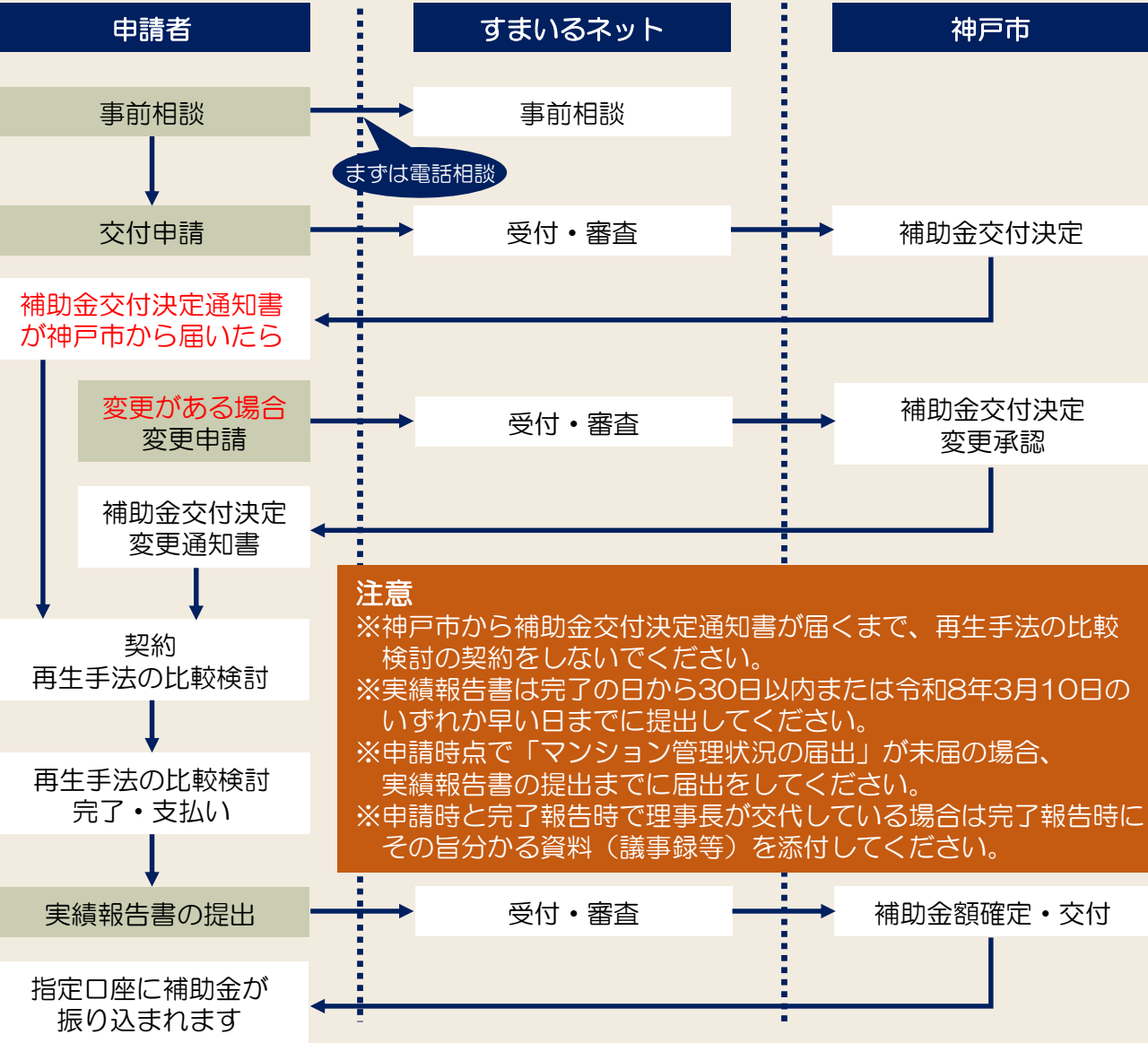
申請書類	注意事項
①補助金交付申請書（様式第1号）	申請者が管理組合理事長であること
②補助金の交付申請及び補助対象事業の実施に関する証書（様式第1号-2）	総会の議事録又は理事会の議事録を添付（事業実施・補助申請することを決議したことがわかるもの）
③補助事業概要書（様式第1号-5）	
④マンションの配置図	敷地形状、マンションの棟数、配置がわかるもの
⑤見積書の写し	補助対象項目と補助対象外項目を分けること
⑥築35年以上であることが確認できる書類の写し	建物登記簿、完了検査済証等
⑦補助対象のわかる資料（併設用途がある場合）	管理規約等
⑧委任状	・申請者以外の代理人が申請する場合のみ ・受任者の本人確認書類（免許証等）のコピーを添付又は提示

作成完了後の提出書類

実績報告書締切日：完了の日から30日以内または令和8年3月10日のいずれか早い日

申請書類	注意事項
①補助事業完了実績報告書（様式第7号）	
②再生手法の比較検討に係る契約書の写し	補助金交付決定日以降に契約すること
③委託先からの領収書の写し	再生手法の比較検討費の支払いが完了していること
④補助事業概要書（様式第7号－2）	
⑤再生手法の比較検討に係る報告書の写し	

申請から補助金交付までの流れ



神戸市すまいの安心支援センター すまいるネット

〒653-0042 神戸市長田区二葉町5丁目1-1 アスタくにつか5番館2階

TEL：078-647-9908

FAX：078-647-9912

受付時間：10時～17時(水曜・日曜・祝日定休)

★マンション管理に関するお悩みは、専用ダイヤル「078-647-9955」にご相談ください

